

## 神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）の一部の規定、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 255 号）並びに建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 69 号）が平成 30 年 9 月 25 日に、改正法のその他の規定、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 30 号）及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和元年国土交通省令第 15 号）が令和元年 6 月 25 日にそれぞれ施行されたところ。

これらの改正等を受けて、神奈川県建築基準法施行細則について必要な改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 接道規制に係る認定の申請に必要な書類の整理（第 2 条の 2 関係）  
接道規制に係る認定の申請をしようとする場合に必要となる書類を定める。
- (2) 道路の位置の指定等に必要な書類の整理（第 3 条関係）  
道路の位置の指定等をしようとする場合に必要となる書類を定める。
- (3) その他  
様式について所要の修正を行う。

### 3 施行期日

令和 2 年 3 月 17 日